

児童発達支援事業所 フラット 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、リハケアウイング株式会社（以下、「事業者」という。）が開設する児童発達支援事業所フラット（以下、「事業所」という。）において行う指定通所支援（児童発達支援）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下、「利用者」という。）及びその利用者に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な児童発達支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、児童発達支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

2 事業所は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

3 事業所の従業者は、児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

4 事業者は、その提供する支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5 前3項のほか、事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び「鹿児島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守して、指定通所支援を提供するものとする。

6 事業者は障害児の適正・障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに質の評価及び改善の適切な実施の観点から指定児童発達支援の提供に当たって心身の健康等に関する5領域を含む総合的な支援を行うものとする。

7 事業所は、5領域との繋がりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの作成・公表を行うものとする。

8 事業所は概ね1年に1回以上自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を保護者に示すとともにインターネットの利用その他の方法により公表していくものとする。

9 事業所は障害児が児童発達支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めていくものとする。

10 事業者は障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしていくものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 児童発達支援事業所フラット
- (2) 所在地 鹿児島県始良市東餅田1442-1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤・非常勤）
児童発達支援管理責任者は、利用者の児童発達支援計画又は、サービス支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
児童発達支援管理責任者は、心身の健康等に関する領域との関連性・5領域を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成するものとする。
児童発達支援管理責任者は、インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成するものとする。
- (3) 児童指導員又は保育士 2名以上（常勤・非常勤）
児童指導員又は保育士は、利用者に対して、適切な指導訓練を行う。
- (4) 指導員 1名以上（常勤・非常勤）
利用者に対して、適切な指導訓練を行う。
- (5) 機能訓練担当職員 1人以上（常勤・非常勤）
機能訓練担当職員は、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

児童発達支援事業所「児童発達支援フラット」

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。(祝日含む)
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時から17時00分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日とする。(祝日含む)
- (4) サービス提供時間 1単位 9時00分から15時00分まで
2単位 9時00分から11時10分
3単位 12時30分から14時40分

(利用定員)

第6条 事業所において提供する、児童発達支援の利用定員は、児童発達支援1単位10名、2単位が1～9名、3単位が1～9名とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は次の通りとする。

身体障害(内部障害を除く)、知的障害、発達障害、ただし、重症心身障害児、視覚障害を除く。

(児童発達支援の内容)

第8条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活における基本的動作の訓練
- (2) 集団生活適応訓練
- (3) 創作的な活動の指導
- (4) 社会との交流の促進
- (5) 健康状態の確認

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額)

第9条 児童発達支援を提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として利用者、保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、児童発達支援の提供にあつては、前項の支払いを受けるほか、そのサービスの提供に係る便宜に要する費用として、費用の実費の支払いを受けることができるものとする。

- 3 事業者は、前2項の支払を受ける場合には、利用者、保護者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 事業者は、第1項および第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った利用者、保護者に交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、始良市及び霧島市、鹿児島市の全域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者及び保護者は、児童発達支援の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。
- （2）他人に危害を加える行為に対して行う従業者の指示に従うこと。
- （3）前2号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理責任者又は管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定通所支援の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第13条 事業者は、事業所において提供した児童発達支援に関する利用者等からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付するための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定通所支援に関し、法第21条の5の2第1項の規定により鹿児島県知事または市町村長が行う報告若しくは文書、その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の

検査に応じ、及び障害児又は保護者及びその家族からの苦情に関して市町村又は鹿児島県知事及び市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業者は、サービス提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講ずる。事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、その計画の概要を事業所において利用者等及び従事者に見やすいように掲示するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

- 2 事業者は、非常災害等に備えるため、地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努め、事業所において、避難、救出その他の必要な訓練を年1回以上行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- （1）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」）を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止に関する責任者の選定
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、その業務上知りえた障害児・者又は保護者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知りえた障害児・者、又は保護者及びその家族の秘密を保持するものとする
- 3 職員であったものに、業務上知りえた障害児・者又は保護者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職

員の雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、他の障害児通所支援事業者等に対して、障害児・者又は保護者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児・者又は保護者及びその家族の同意を得るものとする。

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次にあげる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という）を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のために指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する留意点)

第18条 事業者は、事業所において適切な指定通所支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時3か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。
- 4 事業者は、利用者に対し児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年1月15日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。